

## 【処遇改善の取り組み】

当法人では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（障がい福祉サービス等報酬）に定める「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を取得し、職員の賃金、福利厚生、資質の向上に努めています。

具体的な取り組みは次のとおりです。

### ○賃金改善

- ・給与規程により、対象職員に処遇改善手当として、一時金もしくは給与支給時に増額して支給

### ○キャリアパス

- ・職員の職位、職責または職務内容等に応じた任用等の要件を定めています。
- ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています。
- ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知しています。
- ・資格取得のための支援を実施しています。  
（講習受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、研修指導の充実等）
- ・経験に応じて昇給する仕組みを定めています。

### ○職場環境等

- ・資質の向上
  - 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・労働環境・処遇の改善
  - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
  - 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
  - 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、分煙スペース等の整備
- ・その他
  - 職員の増員による業務負担の軽減

## 【特定処遇改善の取り組み】

当法人では、2019年10月報酬改定により追加される「勤続10年以上の介護福祉士等の賃金向上を目的とした福祉・介護職員等特定処遇改善加算」についても取得し、職員賃金向上に取り組めます。

具体的な取り組みは次のとおりです。

### ○賃金改善

- ・給与規程により、特定処遇改善手当として支給
- ・経験・技能のある障害福祉人材(介護福祉士資格をもつ経験年数10年以上の者)について  
一時金として増額して支給
- ・上記以外の福祉人材については一時金として増額して支給
- ・その他の職種に該当する人材については支給しない
  - \*なお、経験・技能のある障害福祉人材の考え方は、対象職種、対象資格を保持し、当法人に3年以上在籍し、かつ前歴の経験年数も含め10年以上勤務する常勤職員

### ○職場環境等

- ・資質の向上  
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の項目と同様
- ・労働環境・処遇の改善  
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の項目と同様
- ・その他  
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の項目と同様